

国立大学法人富山大学個人情報保護規則

平成17年12月15日制定	平成19年3月20日改正
平成20年4月1日改正	平成20年7月22日改正
平成23年4月1日改正	平成26年6月24日改正
平成27年3月26日改正	平成27年12月22日改正
平成28年4月21日改正	平成29年6月13日改正
平成30年3月27日改正	平成30年7月24日改正
令和元年5月16日改正	令和元年9月24日改正
令和2年3月24日改正	

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	個人情報保護の管理体制（第3条―第8条）
第3章	保有個人情報の取扱い（第9条―第22条）
第4章	情報システムにおける安全の確保等（第23条―第34条）
第5章	問題への対応等（第35条―第37条）
第6章	監査及び点検の実施（第38条―第40条）
第7章	雑則（第41条・第42条）
	附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報の適切な管理のために必要な事項を定めることにより、本学の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本学における個人情報の取扱いに関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 独立行政法人等 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表に掲げる法人をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの。
- (3) 個人識別符号 次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号

のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年 12 月 25 日政令第 549 号。以下「施行令」という。）で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして施行令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 本学の役員又は職員（派遣労働者を含む。以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する法人文書に記録されているものに限る。

(6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(7) 非識別加工情報 次に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じて次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

イ 第 2 号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ 第 2 号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(8) 独立行政法人等非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を

除く。以下この号において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。))が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報をいう。

- イ 第18条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- ロ 本学に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、本学が次のいずれかを行うこととなるものであること。
- ① 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ② 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- ハ 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。
- (9) 独立行政法人等非識別加工情報ファイル 独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- イ 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ロ 前イに掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして施行令で定めるもの
- (10) 削除情報 独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
- (11) 独立行政法人等非識別加工情報等 独立行政法人等非識別加工情報、削除情報及び独立行政法人等非識別加工情報の作成に当たり行った加工の方法に関する情報をいう。
- (12) 課 国立大学法人富山大学事務組織規則(平成17年10月1日制定)第2条及び第3条に定める事務局並びに事務部の課をいう。
- (13) 部局等 学部、教養教育院、研究科、教育部、附置研究所、附属病院、附属図書館、機構、国際交流センター、学内共同教育研究施設、保健管理センター及び事務局をいう。
- (14) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報保護の管理体制

(総括保護管理者)

第3条 本学に、総括保護管理者を1人置き、学長が指名した理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報(独立行政法人等非識別加工情報等を含む。以下同じ。)の管理に関する事務を総括する。

(保護管理責任者)

第4条 附属病院に、保護管理責任者を1人置き、附属病院長をもって充てる。

2 保護管理責任者は、附属病院における保有個人情報の適正な管理を行う。
(保護管理者)

第5条 保有個人情報を取り扱う課に、保護管理者を1人置き、当該課の長をもって充てる。

2 前項のほか、教育、研究及び診療に係る保有個人情報のうち、教員が保有する場合の保護管理者については、部局等(附属病院を除く。)の長をもって充てる。

3 保護管理者は、課及び部局等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。

4 保護管理者は、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第6条 保有個人情報を取り扱う課及び部局等に、当該課及び部局等の保護管理者が指定する保護担当者を1人又は複数人置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、課及び部局等における保有個人情報の管理に関する事務を処理する。

(監査責任者)

第7条 本学に、監査責任者1人を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 監査責任者は、本学における保有個人情報の管理の状況について監査する。
(教育研修)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課及び部局等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を行うものとする。

4 保護管理者は、職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第3章 保有個人情報の取扱い

(職員等の責務)

第9条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規則等の定め並びに総括保護管理者、保護管理責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

2 職員(これらの職にあった者を含む。)は、その業務に関して知り得た個人情報の存否及び内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前項の規定は、第14条第2項に規定する受託業務に従事している者又は従事していた者について、準用する。

(個人情報の保有の制限等)

第10条 職員は、個人情報保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限るものとし、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第11条 職員は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（適正な取得）

第12条 職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第13条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

（安全確保の措置）

第14条 保護管理者は、課及び部局等における保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本学から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（利用及び提供の制限）

第15条 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、保護管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2） 職員が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

（3） 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第

58号)第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。) , 他の独立行政法人等, 地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において, 保有個人情報の提供を受ける者が, 法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し, かつ, 当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか, 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき, 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき, その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は, 保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 総括保護管理者は, 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは, 保有個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第16条 保護管理者は, 前条第2項第3号及び第4号の規定に基づき, 行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には, 原則として, 提供先における利用目的, 利用する業務の根拠法令, 利用する記録範囲及び記録項目, 利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は, 前条第2項第3号及び第4号の規定に基づき, 行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には, 安全確保の措置を要求するとともに, 必要があると認めるときは, 提供前又は随時に実地の調査等を行い, 措置状況を確認してその結果を記録するとともに, 改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は, 前条第2項第3号の規定に基づき, 行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において, 必要があると認めるときは, 前2項に規定する手続き又は措置を講ずるものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第16条の2 本学は, 法及び別に定める国立大学法人富山大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の定めに従い, 独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。)を作成し, 及び提供することができる。

(業務の委託等)

第17条 保有個人情報の取扱いに係る業務(独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務を含む。以下この条において同じ。)を外部に委託する場合には, 個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように, 必要な措置を講じなければならない。

2 前項により外部に委託する場合には, 当該契約書に, 次に掲げる事項を明記するとともに, 委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制, 個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

(1) 個人情報に関する秘密保持, 目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)の制限又は事前

承認等再委託に係る条件に関する事項

- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。
- 4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施しなければならない。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 6 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 総括保護管理者は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 本学の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号及び第6項において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を本学以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 開示請求、訂正請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 当該保有個人情報の訂正及び利用の停止、消去又は提供の停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、その旨

- (10) その他独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 549 号。以下「施行令」という。）で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 本学の職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
 - (5) 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
 - (6) 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (9) 本人の数が 1000 人に満たない個人情報ファイル
 - (10) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして施行令で定める個人情報ファイル
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、総括保護管理者は、記録項目の一部若しくは同項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 個人情報ファイル簿は、本学が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 5 総括保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 6 総括保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルの本人の数が 1000 人未満となったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 7 総括保護管理者は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを本学の適当な場所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、本学のホームページに掲載する等の方法により公表しなければならない。

(取扱い制限)

第 19 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報を取り扱う権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 取扱い権限を有しない職員は、保有個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 職員は、取扱い権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱ってはならない。

(複製等の制限)

第20条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の定める基準又は指示に従って行わなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理等)

第21条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

- 2 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第22条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第4章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第23条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下次条から第27条まで、第29条から第32条までにおいて同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めについて整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第24条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存するとともに、アクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第 25 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第 26 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正アクセス等の防止)

第 27 条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

3 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。

4 保護管理者は、前項の処理が行われた際は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

5 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

6 職員は、保護管理者の指示に従い、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行わなければならない。

(入力情報の照合等)

第 28 条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第 29 条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第 30 条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の管理)

第 31 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

4 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第32条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の入退の管理)

第33条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第34条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第5章 問題への対応等

(安全確保上の問題への対応)

第35条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生したときは、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、事案の内容等に応じて、

当該事案の内容、経緯、被害状況等について学長に速やかに報告するものとする。

5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省等関係機関に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第 36 条 総括保護管理者は、前条の事案が発生したときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表し、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講じなければならない。

2 前項により、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省等関係機関に情報提供を行うものとする。

(苦情処理)

第 37 条 総括保護管理者は、本学における個人情報の取扱いに関する苦情又は意見があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

第 6 章 監査及び点検の実施

(監査)

第 38 条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、本学における保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を学長及び総括保護管理者に報告する。

(点検)

第 39 条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第 40 条 総括保護管理者及び保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第 7 章 行政機関との連携

(行政機関との連携)

第 41 条 本学は、「個人情報保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）4 を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、本学が保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

第 8 章 雑則

(雑則)

第 42 条 本学における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに独立行政法人等非識別加工情報の提供等その他個人情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 43 条 この規則に定めるもののほか、附属病院の保有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月15日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- 2 高岡短期大学部に在学する者が在学しなくなる日までの間、第2条第6号に規定する部局等に高岡短期大学部を加えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、保護管理者は第25条に定める機能が設定されるまでの間、定期的なアクセス記録の確認によってアクセスの監視を行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年6月13日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月24日から施行する。